

令和5年8月8日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 1 項 5 号に基づき、黒潮ジム所属ボクサーである西野 麒麟(ライセンスNo.50135) 選手を令和 5 年 7 月 16 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： 黒潮ジム西野 麒麟選手は、令和 5 年 7 月 17 日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良となり試合がキャンセルとなった。

このことは競技スポーツとしてのプロボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は西野 麒麟選手を令和 5 年 7 月 16 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 2 項 2 号に基づき、黒潮ジムのマネージャーである小松 義継(ライセンスNo.50929) 氏を戒告処分とする。

理由： 小松 義継は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション